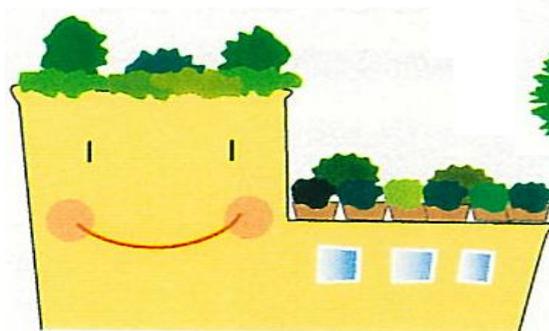


緑を増やす新たなスペースに

戸田市建築物屋上等 緑化奨励補助金制度

地球温暖化対策に
もつながるよ！



荷重制限に
気をつけてね♪



戸田ヶ原自然再生キャラクター
とだみちゃん

市内の建築物で、新たに屋上や壁面を緑化する建築物所有者の方に緑化奨励補助金を交付し、緑の空間をつくるものです。

●対象者

市内の建築物において屋上等の緑化を行う当該建築物の所有者
ただし、次に上げる者は、対象外となります。

- ① 地方公共団体その他これに準ずる団体
- ② 建築物の販売を目的とした事業者
- ③ 「戸田市宅地開発事業等指導条例」の適用を受け設置する緑地として、屋上等の緑化を行う事業者

●対象工事

- ・ 防水・防根処理、灌水・排水施設等基盤整備に要した経費
- ・ 土壌等植栽基盤及び植栽に要した経費
- ・ 緑化補助資材の設置に要した経費

●補助金額

1㎡当たり20,000円（ただし、対象工事費が1㎡当たり20,000円未満の場合は実費額とする。）に緑化面積を乗じた額の2/3に相当する額（ただし、上限額は500,000円とする。）

※ 壁面緑化については、「20,000円」となっている部分を「10,000円」と読み替えてください。

●補助対象の基準

- 新たに屋上等の緑化を行うか、又はこの要綱に基づく補助を受けてから5年以上経過した緑化施設を全面的に改修すること。
- 植栽基盤の面積が、屋上緑化については3㎡以上、ベランダ緑化については1㎡以上とし、壁面緑化については緑化面積が2㎡以上あること。
- 屋上等を緑化する建築物が、建築基準法その他の法令等に適合するものであること。

※ 注 意

- ・ 補助金の申請に伴う書類は、緑化施設を設置する前に提出してください。
- ・ 各書類の提出・施工・現場確認等のすべての行程が年度内3月末までに終了しなければ、補助金の交付ができない場合があります。
- ・ 移動式の植栽基盤や一年草による緑化は、補助の対象とならない場合があります。

<お問い合わせ>

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1 TEL048-441-1800

戸田市役所 みどり公園課 緑化推進担当

